

出来事（2019年11月）

1. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

10月11日に衆議院に提出された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案（閣法）は、11月7日に衆議院で可決され、11月19日の参議院農林水産委員会で審議され、11月20日に参議院で可決成立されました。付帯決議がなされました。施行日は、2020年4月1日です。

- ・農林水産物・食品輸出本部の設置（本部長：農林水産大臣）
- ・国等が講ずる輸出を円滑化するための措置
- ・輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置
- ・その他：輸出証明書発行の規定と重複する食品衛生法の規定の削除

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

我が国では、人口減少や高齢化を背景に、今後国内の食市場は縮小する一方、世界に目を転じると、アジアを中心とした新興国では経済成長、人口増加が進んでおり、世界全体の食市場は大きく拡大するものと見込まれている。また、我が国の農林水産物・食品は、安全でおいしいと諸外国から高い評価を受けており、農林水産物・食品の輸出額は昨年まで六年連続で過去最高を更新している。こうした中、世界の食市場の更なる獲得に向けては、成長著しいアジア諸国のみならず、富裕層を擁する欧米の大市場も重視した、一層、戦略的・積極的な取組が必要である。

しかしながら、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が平成二十三年の原発事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど、厳しい課題にも直面している。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 農林水産物・食品輸出本部が輸出促進を担う司令塔組織として十分に機能するよう、実効ある組織体制を整備すること。
- 二 流通の広域化や国際化が進む中で、日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化していくため、GAP認証等、世界の食市場において通用する認証を取得しようとする取組を更に推進すること。
- 三 食品・農林水産物等の輸入条件としてHACCPの取組を求める動きが世界的に広がっている現状を踏まえ、HACCPの導入等に取り組む事業者に対し、その事業規模に即したきめ細かな支援措置を実施すること。
- 四 我が国の地理的表示や地名の海外における不正使用や、第三者による商標登録、植物新品種の海外流出が行われぬよう、適切に対応すること。また、農林水産物の輸出力強化に向け、知的財産の戦略的活用に取り組むこと。

- 五 和牛は関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であり、不正に外国に持ち出されたり、使用されたりすることのないよう、流通管理の在り方や知的財産としての遺伝資源の保護の在り方について、法整備も含めた検討を加速すること。
- 六 原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、政府間交渉に必要な情報・科学データの収集・分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き強く要請すること。
- 七 昨年九月に国内において二十六年ぶりに発生した豚コレラについて、その発生及び感染拡大の原因を徹底的に究明・分析した上で、あらゆる手段を行使し、将来の輸出拡大も見据え、一刻も早い事態の終息に努めること。
- 八 農林水産物・食品の輸出促進に取り組むに当たっては、農林漁業者の経営の安定と所得の向上、農山漁村の活性化に資するよう、十分留意すること。
- 右決議する。

2. ゲノム編集食品・食品添加物

11月20日に開催された参議院地方創生・消費者問題特別委員会で、ゲノム編集食品・食品添加物についても、質疑がなされました。

その中で、厚生労働省のホームページの遺伝子組換え食品のページに「ゲノム編集技術応用食品等」が設けられたが、ゲノム編集については、情報が開示されていないとの指摘もありました。

3. 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令（10月9日）

- ・政令第121号：令和3年（2021年）6月1日に施行。
- ・政令第122号：「小規模な営業」の規定を加えること等。
- ・政令第123号：関係施行令の整備及び経過措置。

4. 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について（通知）

11月17日付けで、通知が発せられました。

- ・指定成分に関する事項（食品衛生法第8条関係）
- ・輸入食品の衛生証明書に関する事項
- ・総合衛生管理製造過程に関する事項（HACCP）

5. 食品添加物の規格・基準の改定（11月）

新たな食品添加物の指定及び規格基準の改正はありません。

6. 食品添加物の表示の改定 消費者庁

11月1日の第6回検討会で、主に論点3（「無添加」表示）について審議されたとのこと。また、論点1（一括名、簡略名・類別名）、論点2（用途名）、論点4（栄養強化目的）についても意見が出されたとのこと。

7. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 11 月の新たな出荷制限はありません。

8. 精製ステビア葉抽出物の酵素触媒による生物変換で生産されたレバウジオシド M

EFSA 10 月 28 日

遺伝子組換え酵母 *K. phaffii* UGT-a と *K. phaffii* UGT-b が産生した UDP-グルコシルトランスフェラーゼとスクロースシンターゼ酵素を用いた精製ステビア葉抽出物の酵素的生物変換を通して生産されたレバウジオシド M の食品添加物としての使用に安全上の懸念はないと結論した上で、酵素的生物変換によって生産されたレバウジオシド M についての規格を個別に設定するとされたとのことです。

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2019.5867>

9. 2019 自主的な全国小売食品規制計画基準を発行 FDA

2019 年度版を発行し、州、地方、地域の食品規制担当者向けの、効果的な監視や食中毒予防対策実施等を促すのに役立つ助言を提供するとのことです。食品規制の管轄リストも公開しました。

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-issues-2019-voluntary-nationalretail-food-regulatory-program-standards>

10. レギュラトリーサイエンス戦略 2019-2023 10 月 28 日

オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ) は、食品規制措置が入手可能な最良の科学的根拠に確実に基づくよう注力しているとし、意思決定者に情報提供するための強力な根拠に基づいた科学的助言を提供し続けるために、明確な戦略的方向性を提供 するとして、「レギュラトリーサイエンス戦略 2019-2023」を公表したとのことです。

目標 1：優れたレギュラトリーサイエンス能力の育成

目標 2：現代の科学的根拠に基づき及び最良の実践ツールや方法を利用

目標 3：国内及び国際規制パートナーによる連携と活用

目標 4：学会、研究機関、企業など主な貢献者とのリンク及びパートナー

目標 5：私達の科学を明確かつ簡単に伝えること

<http://www.foodstandards.gov.au/science/RegulatoryScienceStrategy/Pages/default.aspx>

11. 植物製品安全性コンソーシアム (BSC) の開催を公表 FDA 11 月 14 日

FDA、NIH、NIEHS (米国環境健康科学研究所) 及び HESI (米国健康環境科学研究所) は、覚書を締結し、ダイエタリーサプリメント規制強化のための新しい取り組みにとして、様々

な関係部門の科学者のための公開討論の場を提供するために協力して、BSC を構築するとして
います。

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-announces-convening-botanical-safety-consortium>

12. 植物ベースの肉と培養肉 新たな食品の流行 香港

10月16日付けの「New Food Fads 16 Oct 2019」は、肉の代替品とは何かを探っています。

- (1) 植物ベースの肉代替品 (Plant-based meat) : 植物タンパク質
- (2) 培養肉 (Cultured meat) : 動物細胞を培養して得られた肉

https://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/multimedia_pub_fsf_159_01.html

13. 検査命令の実施 (11月14日)

対象食品等	検査の項目	経緯
インド産フェネルの種子、その加工品（簡易な加工に限る。）	トリアゾホス	検疫所におけるモニタリング検査の結果、インド産フェネルの種子からトリアゾホスを検出したことから、検査命令を実施する。

*トリアゾホス：農薬（殺虫剤）

14. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社インターナショナルレストランサービスがイタリアから輸入した「チョコレート類」の行政検査で、三二酸化鉄の使用による使用基準不適合（対象外使用）とされ廃棄、積戻し等が指示されました。先月も同様の事案がありました。
- ・オルソン株式会社が中国から輸入した「調味乾製品：いか類（ソフトさきいか）」の行政検査で、使用基準を超えたアセスルファミカリウムの使用による使用基準不適合とされ廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ハートンインターナショナルがシンガポールから輸入した「スナック菓子類」の命令検査で、51mg/kg あるいは 60mg/kg のシアン化合物が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。先月も同様の事案がありました。

（作成：2019年11月2日）